

マラヤ最初の労働組合法

香 川 孝 三

一 はじめに

本稿は、マラヤで最初に成立した一九四〇年労働組合法を考察することを目的としている。ここで労働組合法と総称してよんでいるが、正式には、海峡植民地 (Straits Settlements) では Trade Unions Ordinance (An Ordinance to Provide for the Registration and Control of Trade Unions) と、フエドレーター連合州 (Federated Malay States) では Trade Unions Enactment (Enactment to Provide for the Registration and Control of Trade Unions) とよばれている。

このような相違があるのは、イギリスのマラヤの統治の仕方がちがいに原因がある。現在のシンガポール、ペナン、マラッカは、一八六七年以降海峡植民地としてイギリスの直轄植民地であったのに対し、マレー連合州は一八九五年にもうけられたが、これは土侯国 (Princely States) の連合であってイギリスの間接統治をうけていた。⁽¹⁾したがって海峡植民地はロンドンの植民地省の管轄下におかれ、「立法参事会」(Legislative Council)が限定されているが独自の立法権をもっていた。この状態は一九四六年の海峡植民地(廃止)法 (Straits Settlements (Repeal) Act) に

よって植民地の解体まで続いた。これに対し、マレー連合州では、それぞれの土侯国が立法権を行使したが、一九〇九年連邦参事会 (Federal Council) が設置され、連邦レベルの立法が開始された。これが間接統治とされるゆえんであるが、実質的にはイギリスの支配をうけて、イギリス法の影響をうけてきた。

海峽植民地の Trade Unions Ordinance は一九四〇年二月十二日に成立し、マレー連合州の Trade Unions Enactment は一九四〇年九月二十一日に成立している。両者の内容はほぼ同じであり、後者が前者の法律を参照していることは成立時期から推定できる。そこで両者をひっくるめて、ここでは労働組合法とよんだわけである。

次に、本稿のねらいをのべておこう。これまでイギリスの植民地における労働組合法がどうなっているかに焦点をあわせて勉強を重ねてきて、いくつかの論文を書いてきた。²⁾ これらの論文では主としてイギリス側からみてきたが、ここではそれをうけて植民地側でどういう労働組合法を生みだしてきたかを考察したいと思っている。労働組合法策の中でも、労働組合法に焦点をあてて、イギリス側の政策をそれぞれの植民地の特殊事情にいかにあわせて、植民地独自の政策を形成してきたかを調べてみようというのが、本稿のねらいである。³⁾ 植民地の独立後の労使関係の法的枠組みの基礎は植民地時代に形成されてきており、現在の労使関係法を分析する上でも、植民地時代のそれをおさえておく必要が感ぜられる。アジアの法律や労使関係に関する研究が過去にくらべれば盛んになってきたが、その研究の中心は現状分析である。これは日本とアジアとの結びつきが強くなり、現状分析の需要が高まってきているので当然のことであるが、それだけでは不十分ではなからうか。もう少し過去にさかのぼり、基礎的な研究も必要ではないかと思われる。少しでもそれを試みようというねらいもある。

注

(1) 統治構造のちがいについては、山崎利男・安田信之編・アジア諸国の法制度(改訂版)(アジア経済研究所)一八五頁以下

参照。Wu Min Aun, An Introduction to the Malaysian Legal System, 2nd ed., Heineman Education Books (Asia) Ltd. 1978.

- (2) 拙稿「旧植民地におけるイギリスの労働組合政策とその現代的意義」『アジア経済』三卷七号二一〜三四頁、同「シドニ・ウエップ植民地大臣下の労働政策」『評論・社会科学』三七号一〜二八頁。
- (3) 同じねらいを持って書いたものとして、拙稿「アジア地域における労働組合の登録制度」『アジア経済』二四卷九号五四〜六七頁。

二 労働組合法制定前の労働組合の状況

労働組合をどう定義するかの問題はあるが、一応労働者の労働諸条件の維持改善をはかる団体ととらえておく。このような団体はマレーシアでは一九二〇〜三〇年代に結成されはじめたとされている。

しかし、それ以前に、華僑の間で結成された組織の中に、労働組合の活動を兼ねそなえるものがあった。中国人はクローリーとしてスズ鉱山や天然ゴムの栽培などで働くために、中国よりマレーシアに移民してきたが、都市や農村での商業や鉄道建設、港湾の荷役作業の労働力の担い手となった。その中国人達は相互扶助団体、ギルドや秘密結社に組織されていた。⁽¹⁾ マレーシアという異国の地で、自らの安全と利益を守るために組織をつくったわけである。これらの三種類の組織の構成員がかなり重複しているが、まず秘密結社 (fraternal society) をみてみよう。

この秘密結社は一七九九年ペナンですでに組織されていたことが報告されているが、⁽²⁾ もともとは宗教上あるいは慈善的な相互扶助組織であった。つまり、宗教上共通の祭礼をおこなう相互扶助組織であった。しかし、それは政治秘密結社としての性格をもち、特に満州事変以降反帝国主義を主張する組織となったり、単なる犯罪組織となってしまうものもあった。前者の政治秘密結社は、中国本土の国民党や共産党を支援するマラヤにおける拠点となった。こ

これは第二次大戦後マラヤ共産党が活動する基盤を支える組織となった。一方、犯罪組織としての性格を強めた秘密結社は、移民労働者への支配をめぐって、結社間で武力紛争がおこなわれた。一九世紀にはこの武力衝突が絶えなかった。

熟練を有する職人達はギルド (Hong) を形成していた。シンガポールでは一八八五年には中国人の約四分の三がギルドに組織されていた。⁽³⁾ 洋服仕立工、製靴工、金細工人、大工の間にギルドが結成された。ギルドは親方、職人、徒弟からなり、賃金、労働時間、休日、徒弟の期間、仕事の基準を自ら規制するとともに、働けない仲間の生活を救済する役割を果たしていた。中国での出身地ごとに職業が分ける傾向があったために、それぞれの職人達は同じ出身地おしでギルドを結成することになった。このギルドは親方も加入していることから労働組合とはいえないが、このギルドが一九二〇年代に入り職業別組合への転換がはかられた。これは当時広東省での労働運動の高まりをうけ、広東出身者からなるギルドが職業別組合への転換をはかったためである。

先にのべた二つの組織も相互扶助団体としての性格を持っているが、もっぱら相互扶助を目的とする組織も結成された。⁽⁴⁾ たとえば中国人機械工協会 (Chinese Engineering Mechanics Association) は一八七五年ウエズレー州のドック労働者が、自ら建設した寺院を中心とする親睦団体として発足したが、会員がふえるにつれて、機械関係の熟練工のクラブ組織に変化していった。そうなるに構成員の利益を守るために使用者と労働条件について交渉したり、熟練工の集まりであるために使用者がこの協会を通じて熟練工を採用するようになり、労働組合としての性格を強めてきた。

以上三種類とも発生の起源が類似しており、労働組合形成の前史をつくりあげてきた。これに対し、同じくマラヤに移民してきたインド人の場合、その組合結成はかなりおそく、一九五〇年代ごろである。一九三五年に全マラヤ・

エステート・アジア人従業員協会 (All-Malayan Estate Asiatic Staff Association of Malaya) のようなインド人対象の組合として先駆的な組合が活動をしているが、その活動は限られていた。第二次大戦前にインド人の組合運動が弱かったのは、インド人労働者の多くがエステートに働いていたが、その者達の政府による保護が比較的なされていたこと、⁽⁵⁾ エステートがおたがいに離れたところに所在していたために労働者間の交流がむずかかったこと、インド人の組合幹部がきわめて少なかったこと等の事情による。⁽⁶⁾ しかし、一九三〇年代に入ってインド人労働者の間で組合結成の動きがでてきた。⁽⁷⁾

主として中国人の結社に対して植民地政府はどのように対応してきたであろうか。海峡植民地では一八八九年制定され、一八九〇年一月一日より施行された結社条例 (Societies Ordinance 一九〇九年に修正) が、対策の基本立法であった。マレー連合州では同様の内容の法律が一八九五年に制定された。一八五〇年代以後秘密結社間の抗争によって暴動がおき、多くの中国人が殺され、治安上の問題をひきおこした。植民地政府は一八七七年「華民護衛司署」(Protector of Chinese) をもうけ、秘密結社の有力ボスをその役職に任命し、中国人どおしの紛争の仲介をおこなわせた。これによって治安の維持をはかろうとした。しかし、それだけではうまくいかなかった。そこで秘密結社を違法とする結社条例を制定した。すべての結社は登録が義務づけられ、違法な目的をもったり、植民地の平和や秩序をみだす目的をもった結社は登録がみとめられず、違法な団体とされた。秘密結社はその違法な団体とされたわけである。強制登録制度の採用は、本稿のテーマである労働組合法とその点では同じであり、結社の統制のために用いられた強制登録制度が労働組合に拡張して用いられたことになる。

この拡張をうながしたのがマラヤ共産党の存在である。正式に結成されたのが一九三〇年四月であるが、一九二一年中国共産党が結成された直後から東南アジアの華僑の間で中国共産党を支援する組織がつくられ、マラヤでもその

組織がつくられた。一九二六年五月にシンガポールで共産主義者の最初の組織「南洋労働連盟」(Nan Yang Federation of Labour)が組織され、反英闘争をはじめた。しかし中国で一九二七年四・一二クーデターを契機に国共分裂が生じると、総督は過激な共産主義者の弾圧にのりだした。その中で一九三〇年コミンテルンの指導の下にマラヤ共産党が結成された。⁽⁶⁾

マラヤ共産党はその勢力の基盤を労働組合におき、労働者間にその勢力をのばしていった。その結果、経済不況もあって、一九三六〜八年にかけてストライキが多発した。一九三六年シンガポール市衛生局の一万三〇〇〇人余りの中国人が労働条件の引き上げを要求したストライキ、クアラルンプール鉄道労働者のストライキ、パドウ・アラン炭坑労働者のストライキ、一九三八年のシンガポール・トラクション会社のインド人と中国人労働者による六週間におよびストライキ、一九三八年の Hong Fat 鉞山でのストライキ等が有名である。これらのストライキに共産主義者が介入していたことと、組合組織が未熟なため紛争処理が困難であったことが労働組合法制定の動機づけとなった。

注

(1) M. R. Stenon, *Industrial Conflict in Malaya—Prelude to the Communist Revolt of 1948*, Oxford University Press, 1970, p. 4. S. S. Awbery and F. W. Dalley, *Labour and Trade Union in the Federation of Malaya and Singapore*, Government Printer, Kuala Lumpur, 1948, pp. 21 and 22.

(2) マン・ラウ・フォン「シンガポールとマレーシアにおける華人秘密結社間の紛争回避メカニズム」ピーター・の・J・キョン編(木村陸男訳)『シンガポール社会の研究』二〇三頁、秘密結社に ついては Yen Ching-hwang, *A Social History of the Chinese in Singapore and Malaya 1800—1911*, Oxford University Press, 1986, pp. 110—140, W. Blythe, *The Impact of Chinese Secret Societies in Malaya*, Oxford University Press, London, 1969.

(3) マン・ラウ・フォン「変容するシンガポールの労使関係」ピーター・の・J・キョン編・前掲書三二五頁、キルバードによれば Charles Gamba, *The Origins of Trade Unionism in Malaya—A Study in Colonial Labour Unrest*, Eastern

Universities Press, Singapore, 1962, pp. 2—5.

- (4) 中国人間の相互扶助団体として、方言・出身地を同じくする者の集団(帮)と密接な結びつきをもった事例としては、地縁的な同郷会館、血縁的な同姓会館、業縁的な同業会館がある。これらについての文献はきわめて多くある。日本においてもかなり研究されており、たとえば須山卓・市川信愛・華僑社会の特質と精派—その歴史の変容過程の研究、長崎大学東南アジア研究所(一九七六年六月発行)、今堀誠二・マラヤの華僑社会・アジア経済研究所(一九七三年発行)、游仲勲・華僑経済の研究・アジア経済研究所(一九六九年発行)、載国輝編・東南アジア華人社会の研究上・下・アジア経済研究所(一九七四年発行)
- (5) 重松伸司「一九一〇年代のマラヤ連邦州における移民・労働政策」『アジア研究』三巻一五七—一八三頁、森井淳吉「マラヤへのインド人労働者の導入過程と移民労働者の労働条件・労働立法」高知短大社会科学論集二二号七五—一〇四頁、J. Norman Parner, *Colonial Labour Policy and Administration—A History of Labour in the Rubber Plantation Industry in Malaya, 1910—1941*, J. J. Augustin Incorporated Publisher, New York, 1960, pp. 114—165.
- (6) M. R. Stenor, *op. cit.*, pp. 9—10.
- (7) Ampalavanar, *Class, Caste and Ethnicism among Urban Indians in Malaya 1920—1941*, Nusanantara, vol. 2, pp. 213—214, 重松伸司「マラヤにおけるタムル移民と『社会改革運動』」重松伸司編・現代マラヤ移民一六二頁。
- (8) ヲニヤ共産党のゴゴウ G. Z. Hanrahan, *The Communist Struggle in Malaya*, University of Malaya, Kuala Lumpur, 1971.
- (9) Michael Morgan, *The Rise and Fall of Malayan Trade Unionism, 1945—50*, in *Malaya: The Making of a Neo-Colony* by Mohamed Amin and Malcolm Caldwell, Spokesman Books, Nottingham, 1977, pp. 152—153.

三 労働組合法制定の経過

シドニー・ウェップが植民地大臣となって、一九三〇年九月十七日、植民地での労働組合結成を奨励するための通達をだした。この通達は次のような内容をもっていた。労働組合の結成は社会経済発展の当然の帰結であるが、「同情的監督と指導」のもとで労働組合結成を奨励する必要がある。そのために労働組合の強制登録制度の導入が必要で

ある。これは植民地支配の枠組の中で労働組合の結成をすすめようとする政策のあらわれである。⁽¹⁾

この通達は海峽植民地やマラヤ連合州に届けられたが、マラヤではこれに積極的に対応する動きはなかった。しかし、一九三六〇七年にかけてストライキが多発し、植民地政府および使用者側は労働組合を規制するための立法の必要性を自覚した。それはマラヤの状況に即した労働組合立法をつくろうというものであった。ということは、先に述べたとおり、この当時共産党の勢力がのび、植民地支配に反対する政治的労働組合主義が抬頭しつつあったが、この動きをおさえ、植民地支配のもとで民主的な、かつ反共的な労働組合の結成を推進することにねらいがあった。

海峽植民地政府は、一九三七年中頃委員会をもうけて労働組合法案を作成し、一九三八年はじめにイギリス植民地省に送付した。この法案の具体的内容がどうなっていたかを知るための資料は残念ながら見つけることはできなかったが、組合活動をきびしく規制する法案であったのではないかと推測されている。⁽²⁾

この法案に対し、イギリス植民地省は反対の意向を示し、一九三五年セイロン労働組合条例、一九一九年イギリス産業裁判所法 (Industrial Courts Act) をモデルにした法案に作り直すよう提案した。しどしどながらそれを受け入れた植民地政府は、一九三九年六月官報に法案を掲載し、関係者が法務長官 (Attorney-General) に意見をのべる様要請した。この様な措置をとるのは異例のことであり、政府側がイギリス植民地省の提案を受け入れた法案に積極的でなかったことを示すものと解されている。一九三九年十二月十一日立法参事会に法案が正式に提出された。

次に、この法案のポイント点をまとめておこう。この法案の趣旨を法務長官は次のようにのべている。

「ストライキが実際になされたとき、これまで責任ある指導者がはつきりしなかった。そこで、この法案によって、責任ある指導者を育てると同時に、プロの扇動者の影響を減少させ、その者の活動の機会をなくしていくことが望まれる。労働者と使用者、さらに政府との意思疎通をよくすることによって、高くつく無駄なストライキをできる限り

なくすことができるだろう。⁽³⁾

この法務長官の説明から、(1)それまで多発していたストライキが、組合側に責任者がいないためにながびいて、経済のマイナスをもたらしていること、(2)外部のアジテーター、主としてマラヤ共産党の影響をうけてストライキが多発しているという現状認識がうかがえる。それらをなくすための労働組合法をめざしていることがこの説明から理解できる。このことは責任ある指導者をもつ労働組合組織の確立と、反植民地主義を唱えるマラヤ共産党の組合への影響力をたち切ることをめざしていることを明示している。

法案の内容で特徴があるのは、第一点は強制登録制度をとっていることである。イギリス本国、それを受けついでインド、ビルマでは登録制度は任意であるが、セイロンではじめて強制登録制度をとり入れた。それをマラヤも受けついでわけである。⁽⁴⁾この法案が成立し実施されるまでは、先にのべた結社条例によって登録されていたわけであるが、登録の根拠法が変更になることを意味している。

第二点は組合基金を政党や政治的目的のために使用することを禁止したことである。これはマラヤ共産党と組合との結びつきを切るための一つの手段である。この点はセイロン労働組合法とは異なっている。

第三点は、組合役員中、「その組合が関係する産業または職業に、現実に雇用または従事している者」の割合として、三分の二以上を要求していることである。セイロンでは二分の一以上となっているのを、マラヤではその割合をあげ、部外者 (outsider) の影響を減らそうとしている。これもマラヤ共産党の影響を低下されるねらいである。

第四点は植民地政府の職員も、高等弁務官の許可をえられた場合のみ、組合結成がみとめられる。逆にいえば許可がなければ組合結成ができないことになる。

第五点は登録官の決定に対する不服申立は裁判所ではなく、高等弁務官におこなうことである。上位の行政機関で

不服申立を処理するねらいである。

第六点は、組合が登録されると、契約違反、取引制限、不法行為から生じる責任をまぬかれるという特典をうける。しかし、これらの特典をうける実益は少ない。責任追求の仕方として、これらの民事上の責任追求をするよりも、直接警察力を行使する方が効果的だからである。この当時植民地政府は警察力を利用して、ストライキ指導者を追放していた。第七点は、組合員の民主的な権利行使をみとめる。無記名投票によって組合決議をおこなうことや組合会計検査をおこなう権利をみとめている。

以上のような内容をもつ法案は、海峡植民地の立法議会では議論もなく、一九四四年二月十二日成立した。ところが、マラヤ連合州では反対意見がだされた。⁽⁶⁾ マラヤ連合州では一九四〇年二月二十日法案が連邦参事会に提出されたが、その第二読会が延期されて、小委員会をもうけて法案を再検討せざるをえなくなった。反対意見はスズ鉱山の使用者の代表からだされたものであるが、その主張のポイントは、この法案はマラヤ共産党の訓練をうけたアジテーターによって、自分達の勢力拡大に利用されるおそれがあるということである。この法案がとおると、本来この法案によつて保護をうけるべき未組織労働者が、アジテーターの犠牲になるおそれがある。組合は登録されないかぎり違法な組織であるが、あえて登録しなければ組合役員の一部者の割合規制をうけることなく、アジテーターは未登録組合の指導権をにぎることができる。逆に部外者の割合として三分の一まではみとめられることになるから、登録組合の指導部に入りこみ、アジテーターとしての役割をはたすことができる。以上のことから、どちらにしてもマラヤ共産党の影響からのがれられないという主張である。

延期されていた第二読会が一九四〇年八月に再開されたが、結局技術的な修正が二点なされただけで、法案どおり成立した。特に組合役員中の部外者の割合については全然修正されなかった。海峡植民地の労働組合立法と異なる内

容とすることは不都合であること、マラヤ共産党の影響をまったく否定することはできないにしても、労働組合結成のためにある程度の部外者の存在をみとめざるをえない現状から、三分の二の条項が修正されなかったものと思われる。

この法案の成立を推しすすめたのは、マラヤ合同植民連盟 (United Planting Association of Malaya) が公式にこの法案を支持したこと、イギリス植民地大臣の要請ではなかったかと思われる。

前者のマラヤ合同植民連盟の代表は最も熱心に労働組合法の制定を主張していた。ところがそれに加わっている会員の中には必ずしも積極的でない者もあり、本当に労働組合法が必要なのかどうか確信はないが、イギリス側の政策であるので、やむをえず受け入れようとする態度を示していた。

後者のイギリス側であるが、一九四〇年二月新しい植民地政策を発表し、植民地の資源開発と植民地住民の福祉向上をめざす政策を明らかにした。この政策をもとに一九四〇年植民地開発福祉法 (Colonial Development and Welfare Act) を成立させた。⁽⁶⁾ この中で労働組合の結成や活動のための合理的な措置を植民地の法律で定めることを、植民地開発福祉のための財政援助支出の要件としている。一九三九年九月第二次世界大戦がおこり、イギリスもこれに参戦し、植民地諸国の戦争協力をとりつけるために、新しい政策を打ちだしたわけである。その動機はどうであれ、イギリス側は植民地に労働組合法を制定してこうという政策をあきらかにした一九四〇年に、マラヤで労働組合法の制定の動きがでてきたわけであり、イギリスとしてはそれを積極的に後押しするのは当然の動きであった。

注

- (1) 拙稿「シドニー・ウィップ植民地大臣下の労働政策」評論・社会科学三七号三二―三五頁。
 (2) M. R. Stenon, op. cit., p. 42.

(3) M. R. Stenon, op. cit., p. 42.

(4) 登録制度のひろがりについては、拙稿「アジア地域における労働組合の登録制度」アジア経済二四卷九号五四―六七頁。

(5) M. R. Stenon, op. cit., p. 46.

(6) この法律に関して、拙稿「旧植民地におけるイギリスの労働組合政策とその現代的意義」アジア経済二三卷七号二六―二八頁。

四 労働組合法の内容

それでは労働組合法の内容をみてみよう。資料としては、海峡植民地の労働組合法をとりあげる⁽¹⁾。この正式の名称が、「労働組合の登録と統制を定める条例」となっていることから想像されるように、組合登録制度をもとにして植民地支配を維持するために組合を統制することをねらっている。組合結成を奨励し、その活動を保障するが、植民地支配の枠組の中でのみとめるという趣旨である。なお、労働組合の定義では、労働者の集まりである労働組合だけでなく、使用者団体も含んでいるので、労使ともその団体が統制の対象となっていることに注意しなければならない。

法律の内容のポイントをまとめてみよう。

(1) 強制登録制度

総督が労働組合登録官を任命する(三条)。登録官を補佐する登録官補を任命することもできる(四条)。これらの者はすべて公務員である(五条)。

本法施行前に結成された組合は施行後三カ月以内に登録申請をしなければならない(八条(1))。施行後結成される組合は結成後一カ月以内に登録申請をしなければならない(八条(2))。

登録の要件として、まず少くとも七人の組合員の署名が必要である（九条(1)）。逆にいえば七名で組合を結成できる。七という数字はイギリスの一八七一年労働組合法六条に登場していたのが、一九二六年インド労働組合法で採用されて以来、イギリス植民地にひろがった。大きな数字にすると組合結成が困難になるし、小さい数字にすると小規模すぎる組合になることから、七という数字が選ばれた。

登録手続に際し、組合規約の写し、署名した七名の名前、住所、職業、組合の名称と住所、組合役員の名前、年齢、住所、職業を記載した書面を提出しなければならない（九条(2)）。

登録官は、組合の目的や規約が、この法律に違反したり、違法でないこと、および違法な目的や組合の目的や規約に違反した目的のために活動しないものと認定したときに、組合の登録をみとめる（一〇条）。そうでなければ登録を拒否する（一四条）。登録をみとめると、その認定書を組合に交付する（一一条）。この登録要件の運用しだいによって、登録官の組合に対する統制が強まったり弱まったりする。たとえば、後述するように組合基金を政党への寄付や政治的目的のために用いることが禁止されているが、これを広く解釈して組合の政治活動が一切禁止されると解すれば、政治活動をおこなう組合の登録は一切みとめられず、その組合は違法な団体となってしまう。ここにイギリス側（当時は保守党の政権下にあった）、植民地政府のねらいがあった。

登録の認定は次の場合に取消される（一五条）。(a) 組合決議に基づき組合が申出るとき、(b) 登録の認定が詐欺または錯誤によってなされたとき、(c) 組合の目的や規則が違法であると登録官がみとめる時、(d) 組合や執行部を構成するための要件が違法であると登録官がみとめる時、(e) 組合が違法な目的や、組合の目的や規則に反する目的のために利用されていると登録官がみとめる時。この要件の運用しだいによっては強力な組合統制の道具となる可能性をもっている。(f) 組合が本法の規定に故意に違反したとき、(g) 組合基金が違法な方法で

または違法な目的や組合規約でみとめられない目的のために用いられたと登録官がみとめる時。これは政治的目的のために組合基金を用いることを禁止するのが一番のねらいである。(g)組合が消滅したと登録官がみとめる時。

(b) (g)の場合には、登録官が聴聞会を開いて、組合が登録取消に反対意見をのべたり、反対するための証拠を提出する機会が与えられる(一五條(3))。登録取消に不服がある者は取消の日から三〇日以内に総督参事会(Governor in Council)に異議申立ができる(一六條)。法案は高等参務官であつたが総督参事会に変更になっている。

組合登録がみとめられなかったり、登録が取消されると、その組合は違法な団体となり、登録組合にみとめられる権利や特典を享受することはできない。組合やそのメンバーが労働争議に参加したり、ストライキやロックアウトを促進したり組織することができない。さらに組合はストライキやロックアウト中にそのメンバーに報酬や手当を支払つてはならない。いかなる者もその組合の運営にかかわつてはいけな(一八條)。登録がみとめられないと、組合としての活動だけでなく、その存在自体を否定して、解散させようという趣旨である。ここに登録を強制する意味がある。

(2) 組合の権利・義務

登録組合の組合員が当事者である労働争議の企画または遂行においてなされた行為は、他人を誘導してその雇用契約に違反させたという理由だけでは、または他人の取引、事業、雇用ないしその意思どおりに資本または労働を処分する権利に干渉したという理由だけでは、登録組合やその役員、組合員に対して訴を提起することはできない(二〇條)。これはイギリスの一九〇六年労働争議法三条をうけつぎ、雇用契約違反誘致の民事責任を否定した。ただその対象がマラヤでは登録組合とその役員、組合員に限っている点がイギリスと異なる。

労働争議の企画または遂行にあつてなされた不法行為に関して、登録組合、その役員や組合員は訴を提起されな

い(二二条)。これは不法行為責任の免責を定めたものであるが、イギリスの一九〇六年労働争議法四条をうけついでのものである。登録組合やその役員、組合員にのみ免責の特典を与えているのは、先の二〇条と同様である。

登録組合は、登録組合またはその代理人によって締結された契約について責任をおう。ただし法律上無効または強行できない契約については責任をおわない(二二条)。登録組合の契約責任を定めた規定であるが、これに相当する規定をイギリス側で見出すことはできなかった。ただ、労働協約が法的に強行できないという前提にたつていようとすれば、但書の契約の中に、法的に強行できない労働協約を含めることができる。そうなると、それに責任をおわなということであれば、イギリスの一八七一年労働組合法四条の趣旨と同様になる。

登録組合の目的が取引の制限にあるという理由のみでは、違法とみなされ、組合員が共謀その他の理由で刑事上の罪をとわれたり、またはいかなる協定や信託が無効または取消されるべきものとなることはない(二三条)。これは取引制限の法理から生じる責任を免責したものである。イギリスの一八七一年労働組合法二条と三条をうけついでいる。

登録組合は登録された名前で訴を提起し、訴を提起される。非登録組合は一般に知られている名前で訴を提起し、訴を提起される(二四条)。

(3) 組合となるための基本的条件

十八歳以上の者に組合員資格が与えられるが、十八歳以上二二歳未満の者は執行委員や受託者(Trustee)にはなれない(二五条(1))。

政府の職員はいかなる労働組合に加入することも、組合員となることもできない(二五条(2))。これはイギリスの一九二七年労働争議及び労働組合法五条が政府職員だけの組合結成はみとめるが、その組合が他の組合と連合するこ

とを禁じ、かつ政活活動を禁じている趣旨を拡大し、政府職員の団結権を否定したものである。

登録組合の役員は三分の二以上はその組合が関係する産業または職業に現に従事または雇用されていなければならない(二六条(1))。これはイギリスにはない条文である。インドの一九二六年労働組合法、一九三〇年セイロン労働組合法例では「過半数に」なっていたのに、マラヤでは「三分の二」にアップして、部外者の影響を減らそうとしている。ただその割合を総督参事会の命令で組合によっては適用しない場合がある(二六条(2))。セイロンの場合にも同様な規定がみられるが、組合によってはその規制をはずされる可能性を残すことによって、反対意見との妥協をはかったのではないかと推測される。

組合員の三分の二以上の賛成で、組合の名称変更ができる(二七条)。組合の合併は、それぞれの組合の組合員の過半数以上が投票し、投票数の六〇%以上が賛成すれば可能である(二八条)。名称変更や合併がされれば登録官にその旨の通知がされなければならない(二九条)。

登録組合は登録された事務所をもち、その変更は登録官に通知されなければならない。その事務所以外で活動する場合は一日あたり一〇ドルをこえない罰金をかせられる(三一条)。これは活動の拠点をきびしく統制しているといえよう。

登録組合は付則に定める事項についての規約を定め、英語、マレー語、タミール語、中国語で印刷して登録した事務所に掲示し、組合員の要求があれば組合員に交付しなければならない(三二条)。英語版の規約が正本で、登録官に送付されなければならない。

登録組合を解散するとき、その決議がなされた日から一四日以内に、七名の組合員と組合委員長が登録官に通知し、登録官が解散が規約どおりになされていると認めると、その旨が登録される(三四条)。

組合規約で受託者の任命や受託者の選任を定めなければならない。受託者は少くとも三名いなければならない(三五条)。これは組合財産を信託法理によって受託者に管理させるための制度であり、イギリスから入ってきたものである。

(4) 組合財産

登録組合の全財産は受託者にまかされ、その管理の下におかれる(三六条)。受託者の名前で、労働組合の目的のために一エーカーをこえない土地、建物を購入したり、売ったり、交換したり、貸賃することは合法である(三八条)。

組合基金の使用目的が次のとおり限定されている(三九条)。(a)組合役員の給料や諸手当の支払、(b)組合業務に要する費用の支払、(c)組合や組合員がおこなう訴訟に要する費用の支払、(d)労働争議費用の支払、(e)労働争議から生じる組合員の損害補償の支払、(f)組合員の死亡、老齢、疾病、事故、失業に対する諸手当の支払、(g)その他総督がみとめる目的。

組合基金は罰金の支払いにあてることができない(四〇条)。政党への寄付や政治目的のために組合基金を使うことはできない(四一条)。この規定は組合と政治活動との結びつきをなくすことをめざしている。イギリスでは一七二七年労働争議及び労働組合法四四条で、組合員に対し組合政治基金に拠出を要求することは不法とされ、組合財産を直接にも間接にも政治的目的遂行に支払うことは違法とされている。これは政治ストを抑制するために定められた規定であるが、それがマラヤにも導入されたことになる。

組合基金の違法な用途をやめさせるために差止命令(injunction)をだすことがみとめられている(四二条)。

登録組合の会計係は少くとも年に一回、組合と組合員に対し会計報告をし(四三条(1))、登録官がみとめる者によ

って会計監査をうけると同時に、会計係は残高や証書や証券等の組合の資産を、受託者の要求があれば受託者に手渡

さなければならぬ(四三条(3)、(4))。組合委員長は毎年会計報告を登録官に送付しなければならない(四四条)。

組合基金が違法に用いられたときは、それをおこなった役員や組合員に対し裁判所は支払いを命じる(四八条(1))。

その命令に従わないときは五〇〇ドルをこえない罰金をかせられる。(四八条(3))。

以上が労働組合法の主要な内容であるが、労働組合に対して民刑事上の免責をみとめる一方で、強制登録制度をてこに組合統制をめざし、組合と政党との結びつきを切り離し、経済主義的な組合活動をおこなう労働組合をめざそう

としていくことが分かる。(2)

注

(1) セイロン労働組合法例との比較対照をこつねへ。

SECTION MALAYA

- 1 Short Title
- 2 Interpretation
- 3 Appointment of Registrar
- 4 Appointment of Assistant Registrars and Other Officers
- 5 All Officers to be Public Servants
- 6 Protection of Public Servants
- 7 Register of Trade Unions
- 8 Necessity for Registration
- 9 Application for Registration
- 10 Registration
- 11 Certificate of Registration

CEYLON

- Short Title
- Interpretation
- Appointment of Registrar
- Appointment of Assistant Registrars and Other Officers
- All Officers deemed to be Public Servants
- Protection of Public Servants
- Register of Trade Unions
- Necessity for Registration
- Application for Registration
- Registration
- Certificate of Registration

12	Power of Registrar to call for further particulars	Power of Registrar to call for further particulars
13	Power of Registrar to require alteration of name	Power of Registrar to require alteration of name
14	Refusal of registration	Refusal of registration
15	Cancellation or withdrawal of registration	Withdrawal or cancellation of registration
16	Appeal to Governor in Council	Appeal to District Court
17	Procedure on appeal	Appeal to Supreme Court
18	Consequences of failure to register or of cancellation of registration	Consequences of failure to register or of cancellation of registration
19	Disabilities of unregistered union	Disabilities of unregistered union
20	Immunity from civil suit in certain cases	Immunity from civil suit in certain cases
21	Liability in tort	Trade union not liable for tortious act
22	Liability in contract	Liability in contract
23	Objects in restraint of trade not unlawful in case of registered trade union	Objects in restraint of trade not unlawful in case of registered trade union
24	Proceedings by and against trade unions	Proceedings by and against trade unions
25	Membership of minors and Government officers	Memberships of minors
26	Officers of trade union	Officers of trade union
27	Change of name	Change of name
28	Amalgamation	Amalgamation
29	Notice of change of name or amalgamation	Notice of change of name or amalgamation
30	Effect of change of name or amalgamation	Effect of change of name or amalgamation
31	Registered office	Registered office
32	Rules	Rules
33	Notification of change of officers	Notice of change of officers
34	Notification of dissolution	Notice of dissolution
35	Trustees	Trustees
36	All property vested in trustees	All property vested in trustees

37	Devolution of property
38	Purchase or lease of land or building
39	Application of funds
40	Prohibition of payment of fines or penalties
41	Use of funds for political purposes
42	Injunction to restrain misuse of funds
43	Treasurer to render accounts
44	Annual returns
45	Inspection of accounts and documents
46	Regulations
47	Approval by Legislative Council
48	Penalty for misuse of money or property of a registered trade union
49	Supplying false information regarding trade unions
50	Failure to submit returns
51	General penalty
52	Limitation of prosecution
53	Saving of offences under other written law
54	Ordinance not to affect certain agreement
55	Certain written laws not applicable to trade unions
56	Service of legal process
57	Notification in Gazette
	Schedule (Section 32)

	Devolution of property
	Purchase or lease of land or building
	Application of funds
	Purposes for which the funds of a union shall not be applied
	Political objects and political fund
	Injunction to restrain unauthorised or unlawful expenditure of funds
	Treasurer to render accounts
	Annual returns
	Inspection of accounts and documents
	Regulations
	Approval of regulations
	Penalty for misuse of money or property a registered trade union
	Supply false information regarding trade unions
	Penalty for failure to comply with requirements of this Ordinance in regard returns
	General penalty
	Limitation of prosecution
	Saving of offences under other written law
	Ordinance not to affect certain agreement
	Certain Ordinances not to apply to trade unions
	Service of legal process

First Schedule (Section 32)
Second Schedule (Section 41(5))

(2) このことは、イギリス政府がイギリスの組合指導者を植民地に派遣して、組合運動の指導にのりだしたことに示されている。マラヤへの派遣は、日本占領のためにおくられて、一九四五年ブレイジャー (J. A. Braizer) がイギリス軍政部の労使関係顧問となり、軍政から民政に移るときにもうけられた労働組合顧問 (Trade Union Adviser) の職に就いた。彼の役割については別稿でまとめる予定である。もしあつて Charles Gamba, op. cit., pp. 100—130.

五 労働組合法施行の失敗とその後

一九四〇年労働組合法が成立したが、ただちに施行されなかつた。⁽¹⁾ その原因は植民地政府が法律の施行に熱心でなかつたからである。⁽²⁾ その原因の一つは、一九三九年九月第二次世界大戦開始をうけて、一九四一年八月非常事態規則 (Emergency Regulations) が制定され、重要事業や重要産業におけるストライキが違法として禁止されたことである。この規則によって三件のストライキが違法とされたが、その際植民地政府は警察力を行使して、共産主義者と疑われる人々を逮捕し、労働組合結成や活動を保障することとは逆の政策をとつた。重要事業や重要産業でストライキが禁止されるだけでなく、そこでの紛争は強制仲裁にかけられ、裁定によって紛争が処理されてしまった。さらに重要産業維持に従事する人達の間にも不満感をひきおこそうとする人々を取締るために上部団体をコントロールした。

第二の要因は、一九四〇年九月海峡植民地労働争議条例 (Straits Settlements Trade Disputes Ordinance) が成立したことである。この条例は平和的ピケッティングや刑事共謀からの免責を定めているが、政府を直接威圧したり、社会生活をあやうくすることによって間接的に政府を威圧するストライキ (ロックアウトも含む) や労働争議上の利益を追求しないストライキ (ロックアウトも含む) を禁止した。これは政治ストを禁止したことを意味する。さらに社会生活をあやうくしたり、身体に損傷を与えたり、財産を破壊する結果をもたらす行為を意図的におこなう者に対して罰則をかけることができた。これによって暴力行為を伴うストライキを抑制することができた。

第三の要因は、植民地政府の職員や使用者が労働組合の結成や活動を保護する必要性を強く感じていなかったことである。これまで労働者に対して、「無知」な「異邦人」である「クーリー」というイメージを持ち続けており、労働組合結成を奨励するより、家父長的な保護を与える方が効果的であると考えていた。

第四の要因は、強制登録制度をとっても、秘密に共産党の影響をうけて結成された組合を現実に解散させてしまうことは不可能であるという認識を植民地政府がもっていたことである。

これらの要因のために施行がおくれていたが、未施行のままというわけにはいかず、規則を作製したり、法律を現地語に翻訳をはじめたり、登録官の任命の準備をやっていたが、一九四一年一二月からはじまった日本軍のマラヤへの侵略のために、施行が中止となった。

一九四五年九月五日日本軍政がとかれた後、マラヤはイギリスの軍政下におかれた。その年の十月行政機構が改革されて、マラヤ連合州、非連合州、マラッカ、ペナンをまとめてマラヤ連邦 (Malayan Union) とし、総督の下で直接統治をおこない、シンガポールだけ切り離されてイギリスの直轄植民地となった。この機構改革後、シンガポールでは一九四六年八月二四日、マラヤ連邦では一九四六年九月三〇日に労働組合法が施行されることになった。

この施行を急いだのは、第二次大戦後マラヤ共産党と反日マラヤ人民軍 (Malayan People's Anti-Japanese Army) が政治活動の拠点として労働組合を利用したためであった。反日マラヤ人民軍は一九四五年年末に解散させられたが、マラヤ共産党は地域ごとに一般労働組合 (General Labour Union) を結成し、その指導にあたった。一九四六年一月には早くも、逮捕された反日マラヤ人民軍の釈放を要求してゼネストをおこなった。これに対してイギリスおよび植民地政府は労働組合と政党を切り離すという政策をとり、マラヤ共産党と対立した。この分離政策を実行する一つの手段として、労働組合の強制登録制度が利用された。そのためにすでに成立していた労働組合法の施行をいそいだ

わけである。

このことは、イギリス側から労働組合法の内容の再検討を求める要請が、一九四六年六月になされたが、植民地政府はそれを受け入れないで、一九四〇年成立の労働組合法の施行にふみきったことに表われている。

イギリス本国では一九四五年アトリーを首相とする労働党内閣が成立した。この労働党内閣が労働組合法の再検討を植民地政府に要請したことになる。一九四一年モイネ卿 (Lord Moyne) 植民地大臣のもとで作製されたモデル労働組合令⁽³⁾があるが、労働党内閣の植民地大臣はそのモデル労働組合令にしたがった労働組合法をつくることを植民地政府に要請した。なぜモデル労働組合令にこだわったかという点、このモデル労働組合令が一九二七年労働争議および労働組合以前⁽⁴⁾の法律にもとづいた内容となっていたからである。労働党は一九二七年労働争議法および労働組合法が組合活動抑制を目的としていたために反対の立場にたっていた⁽⁴⁾。そこで、モデル労働組合令を植民地にふさわしいモデルとみなしていた。そこで、マラヤの一九四〇年労働組合法の中で、イギリスの一九二七年法の影響をうけた部分を、モデル労働組合令にしたがった修正をする様、労働党内閣が植民地政府に求めたのである⁽⁵⁾。しかし、植民地政府はひとまず一九四〇年の労働組合法を施行し、その後でその修正をおこなうという政策を採用した。その修正にからむその後の問題は別稿でまとめる予定である。

注

(1) 海峡植民地では一九四〇年労働組合法が成立した時、同時に産業裁判所条例 (Industrial Courts Ordinance) が成立している。一九四一年には労働争議条例 (Industrial Disputes Ordinance) が成立してゐるが、いずれも日本軍の占領により一時施行が中止された。

(2) M. R. Stenson, op. cit., pp. 47—53.

(3) Charles Gamba, op. cit., pp. 446—454.

- (4) 山中篤太郎・労働組合法の生成と変転(増補版) 四八七〜六〇五頁。
(5) M. R. Stenon, op. cit., p. 139.

六 おわりに

一九四〇年労働組合法は修正されつつも、基本的枠組は変わることなく現在も生きつづけている。マラヤは一九四八年マラヤ連邦を発足させた後、一九五七年にイギリスから完成に独立した。そこから一九六三年シンガポールが独立を宣言して、現在のマレーシア連邦とシンガポール共和国が成立した。この間に、マラヤ連邦では一九五九年労働組合条例が制定されたが、これは一九四〇年労働組合条例をひきついだものである。この一九五九年労働組合条例が修正されつつも、現在のマレーシア連邦とシンガポール共和国における労働組合についての基本法として効力を有している。

以上のことから、一九四〇年労働組合法をおさえておくことは必要であるが、本稿ではその成立過程に重点をおき、イギリス側とマラヤ植民地政府、使用者側の立法意図の相違、イギリス側での政権交代による政策の変更、マラヤ側の労働組合運動の状況がからんでいることを明らかにしてきた。

(付記・本稿は人文研の第三部門研究会での研究成果であるが、一九九〇年度同志社大学学術奨励金をうけた研究成果の一部でもある)